

教育委員会だより

令和3年3月15日

東久留米市は、昨年10月に市制施行50周年を迎えた。新たなる出発をしました。前回は東久留米市やその母体である久留米村の由来について述べましたが、今回は現在の住居表示と古い地名の歴史についてお話ししたいと思います。

地番から住居表示へ

昭和45年（1970年）10月1日には東久留米市が誕生した日ですが、もう一つ、市内のほぼ全域で新しい住居表示が始まっています。昭和37年（1962年）に「住居表示に関する法律」（住居表示法）が施行され、順次それまでの地番から新しい住居表示に変更されました。地番改訂と「戸籍法」によるもので、土地（地番）と住所（番地）が一体となつ

河川や水路などの比較的

・旧村の字

・旧村の名

・町名

・街区符号

・1号

示です。具体的な例でみ

ます。さらに、この新し

い「町」を鉄道や道路

を基準に新町名を設定し

ます。さ

らに、この新し

い表記法にしたのです。

番と住居を分離した新し

た住居表示を改めて、地

番と「街区符号」を

付けています。そして、その

番と「街区符号」を

付けます。これで整理する

と次のようになります。

西武池袋線の東側は西か

ら東に右回り、西側は東

から西に右回りに丁目の

順番が設定されました。

駅に近い街区を「一丁

目」とし、右回りの連続蛇

行式にします。そのため

西武池袋線の東側は西か